時事新報は日本國中唯一の每日刊行新聞紙なり

時事新報

第千八百六十一號
明治廿一年三月十二日　月曜日（壬午）
舊戊子正月三十日
日出午前五時五十九分　日入午後五時四十五分
月出午後九時五十分　月入午前五時十九分
滿潮午前五時二十七分　午後五時四十六分
（西暦一千八百八十八年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ヲ以テ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

明治二十年中民事訴訟の一般を評す

一昨日の官報に據て明治廿年中全國民事訴訟（勸解をも含入す）の調査表を閲するに東京を始め全國各始審裁判所四十七の法廷に於て扱ひたる初審訴訟總件數は六萬零五百四十二件、内十九年よりの引繼に係る者六千八百七十七件にして殘る五萬三千六百六十五件は廿年中の新受事件なり然して既決の分五萬四千二百八十二件なるが故に差引き六千二百六十件は未決の分として廿一年に廻はされざる者なり今訴訟の總件數と百と立てゝ既決未決の割合を比例するに既決は百分の八十九強未決は同十一弱即ち十件に付一件は未決の分に當るの割合あり次に勸解件數と調ぶるに昨年中の總數四十二萬五千九百二十七件にして既決三十九萬八千八百九十四件未決二萬七千零三十三件其比例は既決百分の九十三未決百分の七、初審訴訟に較べて未決事件の割合更に少きと見る可し次に初審訴訟と勸解との件數を合計するに四十八萬六千四百六十九件あれを全國の人口三千八百十五萬一千二百十七人に均分するに七十八人に付毎年一件づゝは民事訴訟を提出して法廷を煩はすの計算なり西洋各國の例は詳ならざれども日本國に於て近來詞訟事件の著しく增加したるは疑ふ可らず隨て健訟の風を釀し始審廷に勸解を仰がずして濟む可き事柄をも強て法衙の前に提出するより斯くは民事沙汰人口七十八人に就き一件づゝれ多きを致せし所以ならんか、次に東京外全國とも都合七控訴院の扱ひ事件は總計二千四百九十一件にて既決一千九百六十五、未決五百二十六即ち百件に付廿一件は未決、七十九件は既決なり又右總件數の內二十年中の新受件數は二千零四十一、前年よりの引續き事件四百五十件なるが故に昨年は未決事件は一昨年來の分に較べ數に於ては七十八件の澁滯を來せし者の如し、其次は大審院第一第二兩局の取扱ひ件數合計八百八十一、內既決五百九十八未決二百八十三即ち百分の六十八と三十二との割合なり、以上事實に誤りあらずとすれば法衙の尊嚴次第に昇るに從ひ未決事件即ち下級にて澁滯と稱するものゝ數は漸次增加の勢ひなると知る可し今その比例と揭ぐるよ

	取扱件數百に付既決の割合	同上未決の割合
勸解	九、三	〇、七
初審	八、九	一、一
控訴	七、九	二、一
上告	六、八	三、二

次に各裁判所事務の繁閑を比較するに東京始審裁判所はサスガ全國の首府たる土地の状態なれば扱ひ件數最も多く四十七個の始審裁判所扱ひ初審訴訟總件數六萬零五百四十二件の內東京のみにて六千九百二十八件即ち百分の十一以上を占めたり東京の次位に位するものは大坂、長野、山形、浦和等にして神戸、横濱の如きは却て其下に位し內地中にて最も扱ひ件數の少き地方は鹿兒嶋、宮崎、和歌山等にて最後は金澤と最少數とす然れども全國の上に就て言へば沖繩の一箇年二百三十一件、根室の同く百十一件を最低點とせざる可らず控訴院の扱ひ件數に至りても東京は一千零四十三件即ち七控訴院扱ひ總計二千四百九十一件に比例すれば百分の四十二弱を占め大坂控訴院は次に六百五十一の位に居るが故に之と三百六十五日間に平均するに東京は凡そ一日間に三件、大坂は三日間に七件の處分を爲さゞる可らず次に宮城は一箇年に二百零九、名古屋は同く二百零七、之を同しく一箇年の日數に平均するに各々三日目に二件づゝを裁判して尚は餘日ある可きの計算なれども宮城に於ては五十五件名古屋に於ては三十五件の未決事件あるより見れば法衙の事務は局外なる世人の望むが如くには實地行はれざる者と思はるゝなり下て廣嶋控訴院の扱ひ件數は年に百七十三件即ち二日目に一件足らずの割合長崎の件數は百六十二件即ち七日目に三件の平均なり最後に函館控訴院の件數は四十八件即ち七日目に一件と處理すれば法院に未決事件殘らざるの筈なれ共廣嶋には十七件長崎には五十八件函館には十七件の未決訴訟ある所以は何故なりや年末餘日なきの期に押詰まりて控訴事件突然に増加したる特別偶然の事情あらば兎も角もなれども去迚臘月將に暮れんとするに臨み斯く控訴事件の增す可き者とも思はれざれば未決事件の多き原因は畢竟法衙其事を鄭重にするの致す所ならんかと推察せざるを得ず今之を表に顯するに

	日數と件數との割合	東京を百と立てゝ各院事務繁閑の比較
東京控訴院	一日間に三件	一〇〇
大坂控訴院	三日間に七件	七七
宮城控訴院	三日間に二件	二二
名古屋控訴院	三日間に二件	二二
廣嶋控訴院	二日間に一件	一七
長崎控訴院	七日目に三件	一四
函館控訴院	七日目に一件	五

以上、數に於て東京函館兩控訴院の事務の繁閑を比ぶるに東京は一日に三件を處分し一週日には二十一件の裁判審理を爲すに引替へ函館は同じ一週日に僅かに一件を沙汰して足るの割合なるが故に東京の控訴院に二十人の法官を要するならば函館の民事訴訟裁判官は唯の一人にても可なるの理あり何となれば民事訴訟には主任判事一名の外他に陪席の法官を要せざればなり然るに今の各控訴院諸判官の員數を對比するに縱令へ其中に刑事法官の數と含有するにもせよ

	裁判官	檢察官
東京	三三	六
大坂	一六	七
宮城	七	三
名古屋	六	四
廣嶋	六	三
長崎	六	三
函館	六	二

是に由て之を觀れば地方の控訴院は首府東京の控訴院と反對にして事務全體に閑なるが上、任に在るの法官割合ひ其數に富むの形迹ある者なれば未決事件も少うして然る可き答なるのみか斯る地方の法官は東京の法官に較べ寧ろ無事逸居よ苦むとなかるべけんや、法官の無事逸居素より太平の美德よして結構千萬の事柄なれども一方より論ずれば國庫の費を掛け折角に設けたる法院なれば事務の繁閑に相應じて理財上にも聊か所望なき能はず其他これに關して我輩私見なきに非ざれば不日記して大方の敎を乞はんとするなり

雜報

〇關西工業の概評　此程關西地方と周遊して各地の工塲を巡見したる或る技術家の談話なりとて大坂より通信する所に據れば我國近年諸般の工業頻りに興りて隨て繁昌隆盛の實あり此有樣より考ふる時は數年を出でざるに東洋の一大工業國となるべき氣色ありと雖も今實際に就て此等諸工業會社の成立及び現狀を察する時は事業外千萬にして全く投機の精神より一時の流行と來したるものと評すべきものあり今二三の點を擧げて之れを證明せんに凡そ一事一業を起さんに方り最も大切とする所は最初の設計を確立して其基礎を堅固にし置かざる可らざるに大概の工業發起者たる人々は兎角此點に注意薄く徒らに表面上巧さに收利多き樣に作爲するもの多し殊に甚しきは新聞紙上及世間へ吹聽には株金の半額は發起人之れを負擔す云々と唱へて頗る其會社に對する責任の重きが如く構へども其內心は然らず異日株券の騰貴することあれば早く已に其悉皆を賣却し全く一身の關係を斷ち最早會社の安危盛衰を思はざるが如き不親切なるものあるにあらず實に此等は不正の利を營まんが爲め工業と弄びて無智の財產家と欺罔し間接に之れを掠收し去るものと謂ふべし又工業上の利益は雇主と職工と相待て生ずる者にて例へば雇主は資本を提供して元料を供給し職工は勞力を費して之を工產に變化する者なれども職工の熟練と監督技術者の智巧とに依りて製作品に精否多少を生ずる者あるが故に職工は成るべく熟練なること肝要なると同時に又之を指揮する技術者は常に實地よ就て種々の智巧を出し工費と減じ製出と多量にすると務めざるべからず然れども今各地の工塲を見るに多くは職工熟練と得ず技術者亦其人を得ざるのミか或は全く無智識なる職工に工塲を委ねるもある次第なり故に工塲は更に改良を催進するの景況なく又其經濟に於ても種々の試驗のミ多く塞しく元料を廢棄し或は石炭を徒費し器械も總て古式のものを使用する次第なれば費用多くして生產の却て寡きを見るの外あるべからず現に或る三四の工塲に於ては器械の運轉最も劇敷き要部に破損と生ぜたれども其近傍に職工もなく又技術者に於ても深く之を懸念せずして假に釘留の姑息法を行ひ